## 別 紙 【文化芸術金整備促進支援事業】助成対象経費・助成対象外経費

○ 実施団体又はその構成員が請求者となっている経費は、人件費を除き、原則助成対象外 経費となります。

費目	助成対象経費	助成対象外経費
人件費	事務局を含む団体の事業実施のための人	
	件費、事務補助員賃金、会場整理等賃金、	
	作業員賃金 等	
	【人件費算出方法】	
	当人の勤務先等の給与明細等から1日あた	
	りの単価を算出する。	
	※ 収支決算諸資料として給与明細書等	
	を証拠書類として提出すること	
	※ 収支決算諸資料として月ごとの出勤	
	簿を作成して提出すること	
報償費		・構成員への報償費
	講演講師、必要な知識、情報を得るために	・懇親会出席に係る謝金
	開く委員会委員への必要な経費等	・適当な理由がない場合の新潟市謝礼単価
		基準以上の報償費の支払い
	取り組みに係る必要な旅費(交通費、宿泊	・過度な旅費支出
	費、招聘旅費)で、最も経済的な通常の経	・当日に間に合うにもかかわらず、前泊等
	路及び方法により旅行した場合の旅費に	に要した旅費等
	より計算されたもの	・航空・列車・船舶運賃の特別料金(ファ
		ーストクラス料金、ビジネスクラス料
	・経路等を証拠書類として提出すること	金、グリーン料金)
旅費	・航空運賃の場合は、航空券領収書ととも	・タクシー料金(ただし、他の公共交通機
	に、航空券の写しまたは半券の写しを提	関がない等、条件によっては認められる
	出すること	ことがある。事前にアーツカウンシル新
	・自家用車の使用は、1 kmあたり 22 円 (1	潟へ問い合わせること。)
	km未満の端数切捨て)で計算すること	
	・宿泊については新潟市の旅費規程(1 泊	
	10,900 円)を上限とする	
消耗品費	取り組みとの関連性が認められるもので、	・取り組みとの関連性が認められないもの
	単価3万円未満(税込)のもの(文具類、	・単価が3万円(税込)以上のもの
	インク代、用紙代、燃料費等、事業に直接	
	に必要な消耗品費等)	

費目	助成対象経費	助成対象外経費
	取り組みとの関連性が認められるもの。	・取り組み終了後、記念として制作するも
	(報告書、パンフレット等の印刷製本費)	の(単なる記念誌、記録集)
印刷製本費	1 発注当たり 5 万円を超える場合は、2 社	
	以上の合い見積もりが必要となり、いずれ	
	か廉価な方を対象とする。	
	広告宣伝費、翻訳料、デザイン料、通信運	・切手、レターパック等、送付先が明らか
役務費	搬費、原稿料、振込手数料等。	でないもの
	1 発注当たり 5 万円を超える場合は、2 社	
	以上の合い見積もりが必要となり、いずれ	
	か廉価な方が対象となります。	
	郵送料については窓口精算又は後納郵便	
	に限り、送付先一覧表等の証拠書類を必ず	
	提出してください。	
委託料	調査費、プロモーション経費等	・委託内訳が明確にされていないもの
使用料およ	事務局賃料、駐車場代、会場使用料(付帯	・事務局・事務所の維持に係る経費(生活
び賃借料	設備費を含む)、機械設備等の使用料、車両	雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等)
	リース (レンタカー)、高速使用料等	
	備品については、原則リースでの対応を優	
	先させ、使用料で積算してください。	
雑 費	振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、	・ビザ取得経費、印紙代
	海外への送金手数料等	
その他	その他の取り組みの実施のために必要と	• 施設整備費
	認められる経費	・備品等購入費
		・手土産代
食糧費		・飲食に係る経費
	会議の際に提供するお茶、水代	・レセプション費
		・打ち上げ費